

いじめの防止等に関する基本的な方針

那珂川町立馬頭東小学校

いじめ防止対策推進法の公布をうけ、本校のいじめの防止等に関する基本的な方針を下記のように定めることとする。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

学校・家庭・地域との連携を図り「いじめゼロ運動」（スマイル運動）を組織的・計画的に実施する。

2 いじめの防止等に関する活動（早期発見及びいじめ予防のための措置）

《児童》

(1) 児童会（代表委員会）活動の充実を図る。

① 朝の放送における児童への啓発

「みなさんおはようございます（グッドモーニングエブリワン）。○月○日○曜日の学校生活がスタートします。児童会のスローガン『めあてをもって学習し、心やさしく助けあい、笑顔のあふれる輝く学校にしよう』を心がけ、今日も楽しい一日にしましょう。」

② 全校集会・一斉下校時における、代表委員による「いじめゼロ」を目指した呼びかけ

③ あいさつ運動の実施（児童昇降口）

(2) 各学年独自の「いじめゼロ運動」の推進（学年目標）

《教職員》

(1) 毎週木曜日の朝の打合せにおいて、児童指導（いじめ等）に関する情報交換等を行い共通理解を図る。

(2) 児童指導（いじめ等）に関する研修の実施

いじめ防止対策推進法の確認と児童指導に関する各学年の状況・対応等について

(3) 教育相談（いじめ関係）の体制整備・実施

① 学期毎に1回1週間（いじめに対する相談内容の設置）

② 教育相談週間以外にも、教育相談を進んで行うようにする。

③ 養護教諭を窓口として、スクールカウンセラーとの相談を児童・保護者が定期的に行えるようにする。

(4) 授業参観（道徳）の実施

(5) 人権教室（各学年）の開催

《家庭・地域との連携》

(1) PTA 総会・学年部会等において、「いじめゼロ運動」についての理解・協力をお願いし、いじめや差別のない地域づくり（機運を高める）に努める。

(2) PTA・家庭教育学級との共催による講演会・研修会（いじめの視点）等を実施する。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を努める。（情報モラル）

(3) 学校だより・学年だより・学校ホームページ等をとおして、「いじめゼロ運動」の普及・啓発を図る。

① 学校だより

「いじめゼロ運動」の啓発といじめ等の相談窓口の明確化を図る。（情報の収集）

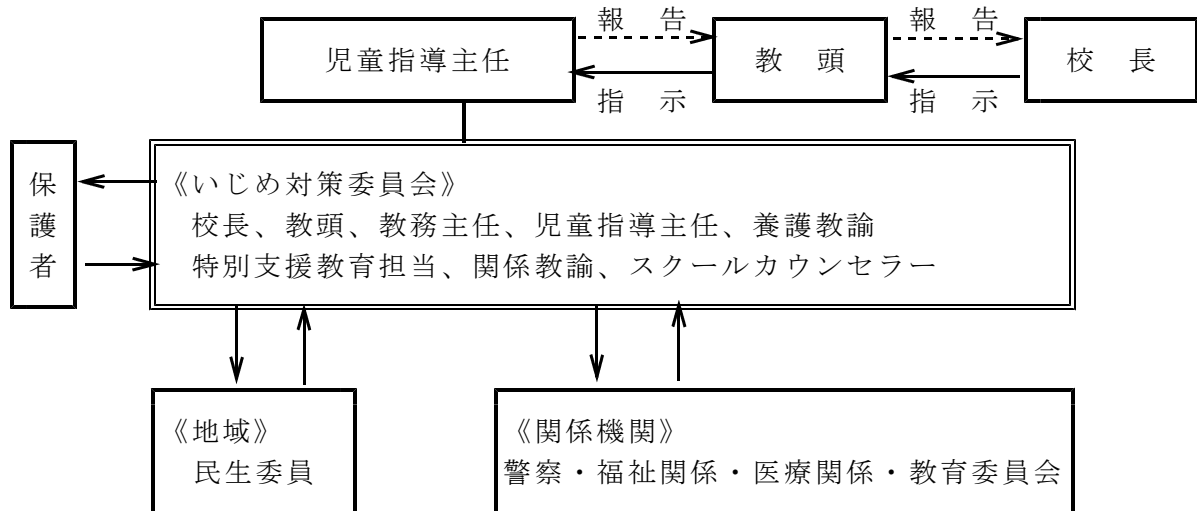
② 学年だより

各学年の「いじめゼロ運動」の取り組みを知らせる。

《関係機関等との連携》

- (1) 「いじめゼロ運動」先進校・地区の実践等の情報収集に努める。
- (2) 教育委員会・関係機関等との連絡・調整に努める。
- (3) 関係機関等と連携を深め「いじめゼロ運動」に関する全般的な活動を推進する。

- 3 本校で、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、学校長を委員長として次のようないじめ防止等対策委員会を設置することとする。



- 4 本校でいじめ事案が発生した場合の講ずべき措置

- (1) 速やかにいじめの事実関係を明らかにするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対して二度と被害を受けないように守り、支援していくことを約束し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 重大な事案が発生した場合には、教育委員会を通じて地方教育団体の長に報告する。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、教育委員会の指示のもと速やかに所轄警察署と連携をとり、調査にあたる。

*いじめに関する基本的な事項は、平成24年12月に県教委より発行された「いじめ」の理解と対応」に準ずるものとする。